

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
及び水・大気環境局公共測量作業規程

環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

水・大気環境局

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び水・大気環境局

公共測量作業規程

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び水・大気環境局公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）を準用する。

この場合において、準則の第 1 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、「第 34 条」とあるのは「第 33 条第 1 項」と、同条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び水・大気環境局が行う」を加える。

第 2 条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第 3 条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 5 条第 3 項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第 7 条中「準則」とあるのは「規程」と、第 8 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 17 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成 20 年 4 月 1 日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。

公共測量作業規程承認書

環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

水・大気環境局長

平成24年6月12日付け環廃対第120612001号及び環水大総発第120612001号
で申請のあった環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び水・
大気環境局測量作業規程は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項
の規定により承認する。

平成24年6月18日

国土交通大臣

